

6	山形県立新庄北高等学校	全日 定時	普通科	27～29
---	-------------	----------	-----	-------

平成29年度 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育 研究開発実施報告書（成果報告書）（要約）

1 研究開発課題

高等学校（普通科）に在籍する特別な支援を要する生徒が、心理的に安定し、より豊かな人間関係や社会生活を手に入れ、生涯を通じたQOL（クオリティーオブライフ）を高めることができようにするための、特別の教育課程及び生徒の学力や多様な能力・才能を伸ばす指導に関する研究開発

2 研究の概要

対象生徒の障がい等に応じた特別の指導「ライフスキル」を教育課程に位置付け、自立活動の「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション」に関する指導を中心に週2時間（年間70単位時間）の通級による指導を行う。

「ライフスキル」の運用にあたっては、生徒の詳細なアセスメント（実態把握）をもとに、対象となる生徒とその保護者に対する丁寧な説明や相談により合意形成を図るとともに、成果と課題を丁寧に検証する。さらに、年度途中からの通級による指導の開始、状態の改善による年度途中の通常の学級への復帰など、様々な状況を想定した出欠席の扱い及び単位認定、進路指導上不利益とならない指導要録・調査書への記入方法についても研究を行う。

また、長い期間取り組んできたユニバーサルデザイン（以下UD）の考え方による一次支援の充実と生徒の情報交換を以前より定期的に行ってきた。その土台をさらに広げていく支援を行う。そして、ICT（タブレット型端末等）を活用した一斉授業の改善工夫を進めるほか、大学教員等の外部専門家による出張講義等により障がいのある生徒の学力や多様な能力・才能を伸ばす指導を実施する。

特別支援学校のセンター的機能を活用して地域の特別支援学校と連携し、教職員の特別支援教育力向上を目的とした校内研修を実施するほか、「個別の支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、対象生徒個々の実態に即した適切な支援を行う。

3 研究の目的と仮説等

（1）研究開始時の状況と研究の目的

① 研究開始時の状況

山形県立新庄北高等学校は、全日制普通科・定時制普通科の2つの課程と全日制普通科の分校（最上校）が設置されている高等学校である。

研究の中心となる最上校は、普通科3学級（各学年1学級）からなる小規模な学校である。様々な経歴・特徴をもつ生徒が集まるようになっており、自閉症スペクトラム、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など情緒障がいをもつ生徒も各学級に複数名在籍する状況となっている。

特別な支援を要する生徒に対しては、特別支援教育コーディネーターを中心に、あすぱら委員会*やケース会議を開催しながら個別の指導や支援について検討し、県教育委員会の事業により配置されている特別支援教育支援員を最大限に活用しながら、全教職員協力して、または一丸となって指導・支援にあたっている。

一斉授業においては、7年間にわたるUDの考え方を取り入れた授業改善の取り組みに加え、国語・数学・英語・情報の授業にはチームティーチング（以下TT）で臨んでいる。教員の意識変革や指導技術の向上により、生徒の基礎学力の定着に一定の成果が得られた一方で、幅広い学力層への対応や、思考力・応用力を高めるための取り組みが不足しているという反省が出されている。

また、新庄北高等学校本校（全日制・定時制）においても、発達障がいの傾向があるなど、支援を要する生徒が在籍しており、本校と分校の一層の連携により、新庄北高等学校全体としての支援の充実や教職員の専門性の向上が期待できる。

② 研究の目的

障がいのある生徒が増えている中で、他の生徒と共に学び、共に活動することを学校生活の基本形態としながら、特にコミュニケーションの基礎的能力に課題があり、特別な支援が必要な生徒には、本人及び保護者の理解を十分に得た上で通級による指導を実施する。本人の自尊感情に配慮しながら、学習上・生活上の困難を改善・克服し、社会で自立するための資質・能力を身に付けるための研究を行う。

（2）研究仮説

特別の教育課程を編成し、通級による障がいに応じた指導が行えるようにすること、加えて一斉授業の改善工夫や能力・才能を伸ばす重点指導を行うことにより、障がいのある生徒の学力や多様な能力・才能を効果的に引き出し、伸ばすことが期待できる。

「あすぱら委員会*」とは

生徒を個別に支援するための校内会議である。養護教諭を中心に運営を行っている。年間6回（2カ月に1回程度）の会議を行い、主に以下の役割を果たしている。

- ① 生徒の心身の健康状況・問題点について情報交換
- ② 特別な支援を要する生徒について情報交換し対応について協議
- ③ 心身に不調をきたし緊急な対応を要する生徒への対応について協議
- ④ 教職員の専門性の向上を目指した研修等の企画



「あすぱら」は、最上町の特産物であるアスパラガスにちなみ、生徒がすくすくとまっすぐに伸びることを願って名付けたものである。

(3) 教育課程の特例

教育課程の特例の内容	指導内容	授業時間数・単位数等
障がいに応じた特別の指導として、通級による自立活動等の指導を実施するための科目「ライフスキル」の開設。	個々の実態を自立活動の6区分で把握し、一人一人の障がいに応じて自立活動の26項目の中から必要な内容を選び指導を行う。 また、卒業までに特に身につけさせたい力をWHO世界保健機関の定義による「ライフスキル」などを参考にしながら重点的に取り組む。	1 学年 70 時間 (2 単位) 2 学年 70 時間 (2 単位) 3 学年 70 時間 (2 単位)

(4) 個々の能力・才能を伸ばす指導（現行指導要領における一斉指導の改善工夫等）

① UDの考え方を取り入れた分かりやすい授業づくり

特に、幅広い学力層への対応として、すべての生徒の力を伸ばす指導のあり方や、思考力・応用力を高めるための指導のあり方について研究を行う。そのために環境整備を行い、授業の進め方の統一化を図り、生徒の理解促進に努める。また、国語・数学・英語・情報の授業にはTTの体制をとり、きめ細やかな指導にあたる。

② ICT等の活用による焦点化・視覚化・共有化によるわかりやすい授業づくり

ICTを活用することにより、教材提示装置やタブレット端末等を利用することでわかりやすい授業づくりに活用する。また、障がい特性や生徒の能力に応じた個別の学習方法の提供について研究を行う。そのために研修等に参加または実施して、職員の技術の向上を目指す。

(5) 研究成果の評価方法

- ・運営指導委員会による研究成果及び研究運営の評価
- ・学校評価(生徒、保護者、教職員、地域住民、学校関係者)による研究成果の評価
- ・定期試験・学力検査、実態把握等の前年度比較等による分析
- ・教職員対象のアンケートの実施
- ・個別の指導計画の作成及び活用の状況並びにその他の記録
- ・対象生徒のアンケート等

4 研究の経過等

(1) 教育課程の内容

特別の指導「ライフスキル」（学校教育法施行規則第85条に基づき設定する特別の指導）を実施。

【教育内容】

生徒の実態を自立活動の6区分で把握し、一人ひとりの障がいに応じて自立活動の26項目の中から必要な内容を選び指導を行う。

また、卒業までに特に身につけさせたい力を、世界保健機関（WHO）の定義による「ライフスキル」（日常の様々な問題や要求に対し、より建設的かつ効果的に対処するために必要な能力）などを参考にしながら、その能力の向上に資する指導に取り組む。

【教育方法】

特別支援教育の経験のある自立活動担当教員（非常勤）を1名雇用し、最上校教諭と共に生徒一人ひとりの障がいに応じて主に以下の方法等を用いて指導を行う。

- 心理の安定
- 人間関係の形成
- コミュニケーション

【評価方法】

生徒の実態把握をもとに自立活動の6区分26項目に応じた目標を設定し、その目標に向けた取組み状況や達成度等について、指導者が行動観察による評価を行うとともに、生徒自身による自己評価を行い、総合的に評価する。

【留意事項】

通級による指導を実施するにあたり下記について検討した。

- 年度途中からの通級による指導の開始
- 状態の改善による年度途中の通常の学級への復帰
- 様々な状況を想定した出欠席の扱い及び単位認定
- 進路指導上不利益とならない指導要録・調査書への記入方法
- その他課題となることについて検討

また、対象生徒の選定のための実態把握は十分な時間をかけ、全職員の視点を取り入れて実施した。

（2）全課程の修了認定の要件

対象生徒ごとの個別の指導計画等に通級による指導の目標を定め、週2回の通級による指導を行い、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合には単位の認定を行う。卒業に関する要件は、通級による指導の単位を含め、74単位以上とした。

（3）研究の経過

第一年次 (27年度)	ア 研究組織の整備 ・運営指導委員会の設置 ・全職員による校内組織体制づくり イ 教育相談 ・あすばら委員会（個々の生徒について情報を共有し対応するための校内組織）
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・対象生徒の選定 ウ 職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な校内職員研修会 ・様々な研修会への参加 ・視察校訪問 エ 授業改善 <ul style="list-style-type: none"> ・授業のUD化の推進 ・国語、数学、英語、情報のTTによる授業 ・ソーシャルスキルトレーニング（以下SST）の実践 オ 教育課程の特例に向けた準備 カ 保護者への理解啓発
<p style="text-align: center;">第二年次 (28年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 運営指導委員会の設置 イ 教育課程の特例の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自立活動担当教員（非常勤）の配置 ウ 職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な校内職員研修会 ・様々な研修会への参加 エ 授業改善 <ul style="list-style-type: none"> ・授業のUD化の推進 ・国語、数学、英語、情報のTTによる授業 ・SSTの実践 オ 通級に入る要件、通級を修了する要件の確立 カ 保護者への理解啓発 ケ 成果の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修会において、取組を発表 ・発達障がいに係る講演会を実施（2回）
<p style="text-align: center;">第三年次 (29年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 運営指導委員会の設置 イ 教育課程の特例の検証と改善 <ul style="list-style-type: none"> ・自立活動担当教員（非常勤）の配置 ウ 職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な校内職員研修会 エ 授業改善 <ul style="list-style-type: none"> ・授業のUD化の推進 ・国語、数学、英語、情報のTTによる授業 ・SSTの実践 オ 進路実現に向けた取組 カ 保護者への理解啓発 キ 成果の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修会において、成果を発表 ・研究発表会を実施

(4) 評価に関する取組

第一年次 (27年度)	<ul style="list-style-type: none">・運営指導委員会による研究成果及び研究運営の評価・学校評価（生徒、保護者、教職員、地域住民、学校関係者）による研究成果の評価・授業のUD化の検証・実態把握等のあすばら委員会の設置やチェックリストの分析・保護者面談を実施し、個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容について確認・教職員対象のアンケートの実施
第二年次 (28年度)	<ul style="list-style-type: none">・運営指導委員会による2年次の研究成果及び研究運営の評価・学校評価（生徒、保護者、教職員、地域住民、学校関係者）による研究成果の評価・授業のUD化の検証・ICTを活用した授業の研究と及び実践における検証・あすばら委員会の検証やチェックリストの分析・保護者面談を実施し、個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容について確認・教職員対象のアンケートの実施
第三年次 (29年度)	<ul style="list-style-type: none">・運営指導委員会による3年次の研究成果及び研究運営の評価・学校評価（生徒、保護者、教職員、地域住民、学校関係者）による研究成果の評価・30年度から制度化される「通級」の教育課程の評価と検証・当該生徒の進路実現に関する検証・ICTを活用した授業の研究及び実践における検証・あすばら委員会の検証やチェックリストの分析・保護者面談を実施し、個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容について確認・教職員対象のアンケートの実施

5 研究開発の成果

(1) 実施による効果

① 対象生徒への効果

今年度の通級による指導においては、専門知識を有する自立活動担当教員を含めた2名の教員を配置し、授業を進めていく中で、個々の障がいを持つ生徒に対して丁寧な指導ができた。一定のテーマを授業の中で設定し、具体的なイメージを持たせることで、時間はかかるものの自分の言葉で説明したりまとめたりすることができるようになるなど、思考力・表現力についても成長が見られた。また、自らの人生の見通しを持てるよう「ライフプラン」を作成させることにより、自分の将来について具体的に・主体的に考えられるようになった。特に効果的だったことは、その実現に向けて必要なスキルを修得するには、今何をすべきか考えさせながら進めることができたことである。適宜、小集団での授業展開をとりいれながら、他者の意見を聞いたり、自分の意見を発表したりすることができることで自己肯定感も大きく上昇した。

② 教員への効果

最上校は普通科の高等学校であり、所属する教諭・養護教諭9名は特別支援学校教員免許や特別支援学校での指導経験を有していない。昨年度から特別支援学校勤務経験のある自立活動担当教員（非常勤）を迎え、定期的に校内外での研修会を設定し、職員一人ひとりが役割を担い、事業を推進していく中で高等学校における特別支援教育に対する理解が深まり、それに向き合う意識改革が徐々になされてきている。通級による指導の対象者の選定の際には、全職員でチェックリストを実施することで、統一した視点を設けることができた。「自立活動」についても全職員の共通理解のもとで進めることができしており、大きな効果の一つである。また、全体の土台作りとしてのUDの視点での指導を丁寧に行うことで、個々に必要な指導を充実させることができている。

③ 保護者への効果

通級による指導を受けている生徒の保護者からは、不安感の軽減やアサーションスキルの取得、自己理解、取組み方のスキル取得など、一定の評価を得られている。また、家庭での自発的な手伝いや会話が増えたという効果が見られる。

④ 他の生徒

昨年度より実施している通級による指導に対しては、周囲の生徒も配慮している様子が窺え、肯定的な理解を示している。

ここ数年ソーシャルスキルが不足した生徒が増加傾向にあり、対人関係でトラブルや不適応を起こすケースが増えてきた。通級指導対象者や特別な支援が必要な生徒に対してだけでなく、クラス内での新しい人間関係の築き方、適切なコミュニケーション方法や距離感の取り方、失敗した時の周囲からの声掛け、特性を醸し出した友人への共感的・協力的な姿勢などを含め、ソーシャルスキルの向上をめざすホームルーム単位でのSSTも積極的に行われてきている。

⑤ その他（地域の理解等）

最上町は以前から小・中学校の特別支援教育に力を入れてきたこともあり、最上校のこの度の取組みには、大きな期待と関心を寄せている。ただ、高等学校における通級による指導「自立活動」への理解はまだまだ低いのが現状である。

（2）実施上の問題点と今後の課題について

① 特別支援教育に対する専門性の担保

最上校教員の特別支援教育に関わる専門的な知識やスキルをどのように向上させるかという課題と同時に、この研究を通じて、最上校として培ったものをどう継承していくかということも大きな問題である。教頭、教諭、養護教諭で計10名という体制の中で、人事異動による転出・転入も想定され、どのようにその専門性を引き継いでいくかについても検討していく必要がある。

② 学力上位生徒への学習指導と進学指導

最上校には一定の学力を有し、リーダーシップに富む生徒も在籍する。このような生徒には、特別支援教育とは別の観点から学びの場を提供し、進路希望を実現させ

ることが重要である。故に、学力上位生徒に対しては、各種検定に積極的にチャレンジさせるなど、高い目標を持って学習に取り組むよう動機付けを図っていく必要がある。また、4年制大学等の進学を目指す生徒に対しては、進路課、学年、教科が連携して、小集団や個別の指導体制を組むなど、組織的に対応していくことが必要である。

③ 対象者の進路指導について

最上校生の卒業後の進路は、8割強が就職である。加えて、その中でも約7割が管内就職を希望している。このような状況にあつて、通級対象者が、自己理解を深めるとともに、進学先や企業側から理解が得られないと継続的な就業が困難になる。充実した進路指導を行ってもらいたいという願いが、生徒及び保護者にはある。今後、最上校の出口指導を考えた時に、障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携を密にしながら、地域の企業に対して丁寧な説明を行い、自立活動の理解を求めていくことが大切である。

④ 来年度以降の校内支援体制の構築について

文部科学省による研究指定事業が終了する来年度以降の校内体制について、今後も特別な配慮の必要な生徒が多く在籍することが予想される中で、特別支援教育を全職員で実践していく校内体制が必要となってくる。どの生徒に対しても有効な支援となるUDの視点を取り入れた指導と、最上校スタイルとして確立する体制づくりを、全職員の共通理解の下で進めることが必要である。一方、通級による指導については、継続して実施することになった場合、教務課や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内組織体制を再構築する必要がある。

⑤ 地域社会への理解

小中学校での通級による指導は、平成5年から制度化されているが、それでもまだ一般的なものとはなっていない。一方、高等学校における通級は、ようやくスタート地点に立ったばかりで、次年度から制度化はされるもののような取組がなされるのか十分に地域社会から理解されているとはいいがたい。事実、最上校学校説明会において、中学校の先生や保護者の方々からは、通級により「学習の遅れを取り戻すための個別の指導をしていただけるのか」といった質問も少なくなかった。このようなことから、最上校の通級による指導は「自立活動」を実施するということを、小中学校、地域の方々に対し、県教育委員会と連携しながら、丁寧且継続的な説明をして行かなければならないと考える。

⑥ 外部の関係機関との連携

最上校の3年間の取組みでは、外部関係機関や作業療法士等の専門家の方々からの指導・助言が非常に有益なものであった。今後、さまざまな支援を必要とする多様な生徒の入学が見込まれる中で、最上校として行う支援や指導が果たして適切なものなのか、適宜検証してかなければならないと考える。また、次年度以降も通級による指導を継続することをも鑑みると、外部機関や専門家による個に応じた適切な指導・助言を仰ぐことができるような体制づくり、連携が必要不可欠である。